

羽田新飛行ルートの運用をいったん中止し、ルート再検討を国及び東京都に働きかけるよう求める陳情

(生活振興環境委員会付託)

受理番号 第40号

受理年月日 令和2年5月15日

付託年月日 令和2年6月25日

陳情者
.

陳情原文 国土交通省は2020年3月29日から人口密集地を低空で飛行する羽田新飛行ルートの運用を開始しました。

2020年1月30日～2月12日の実機飛行確認では、江戸川区における現在の南風着陸便よりも平均的には低い騒音値だったが、それでも最大79dBを記録した。3月29日以降連日新ルートで飛んでおり、飛来機数・飛来日数が格段に増えることにより、航路下の住民の環境悪化になることは明らか。

ほぼ全機が区上空を通過しており、国土交通省説明のルート図と異なる。

北風運用で新ルート設定の理由は、C・D滑走路からの離陸便の距離をとるためとの説明であるが、実際の航跡を見ると、D滑走路からの離陸便は早くに南方面に旋回し、C滑走路からの離陸便との距離は十分にとれている。

南風運用の着陸便や離陸便については、騒音が90dBを超える場所もあった。また、川崎のコンビナート上空の飛行に対し、事故や落下物などの危険性に何の対策も説明されていない。

騒音対策と言っていた南風時の降下角度変更の説明は偽り＝横田空域通過のためであった。また、パイロットや国際民間航空業界の団体が、降下角度3.45度について、危険であるとの懸念を表明している。

新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により、航空便の需要は激減し、当面、新ルート運用の理由はなくなっている。

以上のことから、下記のことを強く要望いたします。

記

航空機需要が激減している現在、羽田新ルート運用をいったん中止し、再検討するよう国や東京都に働きかけてください。